

個人情報保護に係る監査制度の導入について

1 背景

- ・マイナンバー制度開始等を契機として、近年社会全体において個人情報保護への機運が高まっている。
- ・民間企業や他の自治体においても、個人情報漏えい事故が多く発生しており、本市においても漏えい事故が発生する可能性は否定できない。
- ・情報提供ネットワークシステムが稼動する平成29年7月以降は、国や他の自治体との情報連携により、漏えい時のリスクが高まる。
- ・これらを踏まえ、個人情報の漏えいを防止するため、必要な措置を講じる必要がある。

2 実施内容

- ・安全管理措置の手段として「監査制度」を導入する。
- ・個人情報の統括管理者、監査責任者を指定し、保護体制を構築する。
- ・個人情報保護に必要な研修等を実施する。
- ・監査にあわせて、物理的措置（鍵付ロッカーの確保等）も実施

3 検討事項等

- ・監査に必要な予算の確保（コンサル委託、外部監査等）
- ・監査に必要な組織体制・人員の確保（中立性が確保できる組織づくりと専任職員）
- ・監査に係る規定・様式等の整備（条例改正の要否も）
- ・その他の安全管理措置の検討（物理的措置、職員研修等）

4 スケジュール等（未定）

- ・平成28年度 調査研究、監査内容の検討、予算要求、人員要求等
- ・平成29年度 コンサル等との調整、内部ヒアリング、規定整備等
- ・平成30年度 監査実施